

概 要

1 本書の構成

I 総覧表

本表には、当年の報告結果を事件別、受理、既済及び未済の別に裁判所ごとに一覧できるよう総人員を掲げるとともに、各事件の諸表を収録した。なお、表の一部に既済事件の集計結果による数値を含んでいる部分があるが、その数値は、少年保護事件については、Ⅱ細別表（2）のアからエまでに掲げる既済事件を除いたものである。

Ⅱ 細別表

（1）本表には、既済事件の集計結果を、主として事件の種類ごとに手続、実体両面にわたる内容について掲げた。

（2）本表にいう一般保護事件は、次のアからエに掲げる事件を除き、一般保護事件で既済になったものである。

ア 簡易送致事件

イ （無免許）過失運転致死傷事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件、車両運転による（業務上・重）過失致死傷事件及び（無免許）危険運転致死傷事件

ウ 移送・回付で終局した事件

エ 併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）

2 本書利用上の注意

（1）年次について断りのない表は、全て令和元年に関するものである。

（2）各表の数値は、次の資料による。

昭和24、25年は各年「民事・刑事・家庭事件一覧表」

昭和30、35、40、45、50、55、60、平成2、7、12、17～30年は各年「司法統計年報4少年編」

（3）統計表の数値は、全て人員である。

（4）本表中、少年保護事件とは、一般保護事件と道路交通保護事件である。道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。

（5）各表の数値は、令和2年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に司法統計年報として取りまとめたものである。

（6）各表の数値は、司法統計年報の刊行後、異同訂正が生じることがある。

（7）累年表のうち、その年の新受人員に前年の未済人員を加えたものからその年の既済人員を差し引いたものが、その年の未済人員と符合しない箇所があるのは、前年の司法統計年報の刊行後に数値の異同があったためである。

2 概要

(8) 本書に使用した略語・符号

ア 法

少年法

イ 既済人員

全人員（延べ人員）で全事件数と同数

ウ 終局総人員

既済人員から次のものを除いた集計表である。

- 簡易送致事件
- （無免許）過失運転致死傷事件，（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件，車両
運転による（業務上・重）過失致死傷事件及び（無免許）危険運転致死傷事件
- 移送・回付事件
- 併合審理され，既済事件として集計しないもの（従たる事件）

エ 終局人員

終局総人員から次のものを除いた集計表である。

- 検察官送致（年齢超過によるもの）
- 不処分，審判不開始（非行なし，所在不明等及びその他の事由によるもの）

オ ー

該当数値のない（0人）場合

カ …

不詳，表示省略又は調査対象外の場合